

各種高齢者雇用支援サービスのご案内

～年齢にかかわらず働ける社会を目指して～

なぜ今から
65歳以降も
働ける社会の
実現が必要？

急速な高齢化による労働力人口の減少

人口推計によれば、今後、15～64歳の人口は減少の一途をたどります。また、労働力人口は2017年には約400万人、2030年には1,000万人以上も減少すると予測されており、特に若年者の採用は困難になっていきます。

高齢者の高い就業意欲

働く団塊世代への意識調査では、約7割の人が「70歳あるいはそれ以上まで働きたい」と回答するなど、高齢者の就業意欲はきわめて高い状態にあります。

社会の活力や産業・企業の競争力の維持

人口減少と一層の高齢化が同時進行することを考えると、働く意欲や能力をもつすべての人たちがいくつになっても働き続け、社会の支え手として活躍できる職場を一日も早く実現することが必要です。

65歳までの希望者
全員の雇用確保

70歳まで働ける
企業の実現

年齢にかかわらず
働ける社会の実現を！

高齢者雇用アドバイザーが高齢者雇用の条件整備をお手伝いします

■相談・助言サービス

無料です

高齢者の継続雇用に必要な雇用環境の整備に関する相談・助言を行っています。

例えば、こんな時にはご相談ください

- ・継続雇用後の人事管理について検討したい
- ・賃金・退職金制度の改善事例を知りたい
- ・高齢者が働きやすい職場環境に改善したい
- ・定年延長に向けて能力開発を充実したい
- ・職場管理者や中高年従業員に研修を実施したい
- ・高齢従業員の職業生活設計の相談会を開催したい

■企画立案サービス

費用の1/2～2/3を
機構が負担します

各企業の状況に応じて、高齢者の雇用環境等の改善のための**具体的な解決策**を作成し提案します。

■企業診断システム等

無料です

簡単な質問票にご記入いただくだけで、高齢者を活用するための課題(例えば、職場改善、健康管理、教育訓練、人件費と処遇、従業員のニーズなど)を見つけ出し、その解決策についてわかりやすくアドバイスします。

企業の高齢者雇用事例を紹介しています (無料配布)

■70歳いきいき企業100選

70歳雇用を実現している先進企業の事例について、制度の概要、高齢者雇用の考え方、70歳代の従業員の就業状況を各社見開き2頁で紹介しています。



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー

URL : <http://www.jeed.or.jp/>

高齢・障害者雇用支援機構

検索

高齢者雇用に関する各種給付金のご案内

高齢者の雇用促進に取り組む、事業主の皆様を応援します。

事業主の皆様へ

中小企業定年引上げ等奨励金

中小企業の事業主が、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入、又は定年の定め廃止を実施し、6か月以上運用した場合に、導入した制度や企業規模に応じ、最高で160万円までの額を支給します。

事業主団体の皆様へ

高齢者雇用確保充実奨励金

事業主団体が、傘下の企業を対象に「65歳定年等の制度」及び「70歳まで働ける企業」の普及、雇用確保措置の充実等についての支援事業を実施した場合に、その費用及び雇用確保措置の充実状況に応じ、最高で500万円までの額を支給します。

事業主の皆様へ

高齢者職域拡大等助成金

高齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度、又は70歳まで働ける制度の導入と併せて、高齢者の新たな職域拡大や雇用管理制度を構築し、高齢者が働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組みの実施に要した費用のうち1/3に相当する額（最高で500万円までの額）を支給します。

高齢者雇用の改善等に取り組む企業や産業団体を支援します

■共同研究

高齢者の雇用環境の整備・改善に取り組もうとする企業の、課題解決に向けた調査研究を、企業と共同で実施します。

【取組例】

職務再設計、人事・賃金制度、健康管理、能力開発等

費用の1/2を
機構が負担します

「共同研究」を利用すると…

- ・外部の専門家(学識経験者等)の協力を得られます。
- ・研究により開発・導入した機器・装置は自社で使用できます。

■産業別高齢者雇用推進事業

各産業の経営環境や労働実態に即して高齢者雇用の促進を図るためのガイドラインを策定する産業団体の取組みに対して、費用の負担などの支援を行います。

■高齢者ワークシェアリング推進事業

●高齢者の多様な働き方事例集の作成

ワークシェアリング等により高齢者の就業機会を確保している企業の好事例を収集・提供します。

●高齢者就業形態開発支援事業

高齢者の意欲と能力等を活用した新たな就業形態(例:短時間勤務、在宅勤務)を検討・計画・試行する企業を支援します。



支援事業を利用すると…

- ・高齢者の雇用問題に精通した専門家の協力を得られます。
- ・検討、試行、実施等に要した費用を一定額機構が負担します。

実施企業・産業団体は公募しますので、ぜひご応募ください。

【お問合せ先】

03-5400-1658

雇用推進・研究部 研究支援課

03-5400-1659

雇用推進・研究部 産業別雇用推進課

お問合せ先

(共同研究、産業別高齢者雇用推進事業、高齢者ワークシェアリング推進事業以外)



10月は
高齢者
雇用支援月間
です